

## たくましく生きる力をはぐくむために

### ○確かな学力 「振り返りの充実」

今年度は、特に授業の目標（めあて・ねらい）に沿った振り返りの充実をお願いしてきました。授業の最後（振り返りの時）に表れてほしい子どもの姿を具体的にもったり、「目標の提示ー中心活動ー振り返り」といった流れを大切にしたりしながら、日々の授業実践を積み重ねていただきました。その結果、目標と活動、振り返りに一貫性のある授業をたくさん参観することができました。

しかし、振り返りが「感想の発表だけ」、「時間が足りなく中途半端」といったことがあったことも事実です。今後も子どもたちが、この一時間で何を学んだのか自覚できるよう、振り返りまでを見通した授業づくりをお願いします。（HOT NEWS 47号を参照）



### ○豊かな心 「道徳の時間の充実」

今年度は、道徳の時間について、明確な指導観（価値観、児童生徒観、教材観）をもって授業づくりをすることをお願いしてきました。計画訪問等においては積極的に授業公開をしていただきありがとうございました。読み物資料や映像資料、体験的な活動等、様々な教材や指導法を取り入れた授業がありました。また、発問やワークシートを工夫し、子どもたちから多様な考えを引き出し、それらを交流し深めさせる場面も多く見られました。

今後は、道徳の教科化に向けて、道徳の時間における量的・質的な管理についてお願いします。まず量的な部分ですが、今年度を振り返って、道徳の時間が35時間しっかり行われたかということです。次に質的な管理です。『考え、議論する道徳』を目指すために、引き続き次のことを心掛けていただければと思います。

- ①捉えた価値観を基に考えさせたいこと、学ばせたいことを明確にした授業づくり
- ②子どもたちが真剣に考えたいくなるような教材の準備や発問構成
- ③多様な指導法（話し合いや体験的な活動等）を取り入れ、児童生徒が様々な考え方や感じ方と出会い交流する授業
- ④これらを通して、自己の生き方についての考えを深めるさせること 等

新年度に向けて、全体計画や年間指導計画の見直しや改善を図り、充実した道徳教育が行われるようお願いします。

### ○健康な体 「食育の推進」

今年度は、特に組織的な食育の推進についてお願いしてきました。養護教諭等が中心となり行っている「生活習慣チェックリスト」などの調査から、児童生徒の食生活の実態をデータとして可視化し、学級活動や家庭科等の授業において栄養教諭・学校栄養職員などと連携した取組が行われました。また、学校保健委員会において食生活を考える機会を設定し、保護者も交えた取組も見られました。

平成28年度食育推進取組状況調査の結果から、社会科・理科・道徳など、各教科等の中で食育を意識した授業を実

「たのしい食事 つながる食育」



施していただいていることが伺えます。第3次群馬県食育推進計画では、平成31年度までに食に関する指導の学年別年間指導計画を作成し、食育を推進している学校が100%になることを目指しています。学年別年間指導計画の作成や見直しを通じて食育関連内容や指導場面を明確にし、意図的・計画的に授業の中で食育を実施しましょう。各小学校には小学生用食育教材「たのしい食事 つながる食育」(H28.2文科省)が配布されておりますので、効果的な活用をお願いします。

## ○幼稚園教育 「保育の充実」

今年度は、幼児が遊び込むことのできる環境の構成の充実や一人一人の思いを受け止める保育の実践についてお願いしてきました。多くの園で、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿をイメージし、地域や園の特色を生かしながら、計画的に研修を進めていました。ある園では、



幼児それぞれの思いを受け止めながら、発達の段階に応じてどうすれば、みんなで遊びを楽しく行うことができるかを、幼児自身に考えさせ、自分たちで折り合いを付けられるようにしている先生がいました。幼児の実態を踏まえ、発達やねらいにふさわしい環境の構成に配慮し、充実した保育を行うことができています。

平成30年度に全面実施の新幼稚園教育要領にも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について示されています。今後も、幼児が身近な環境に主体的に関わることができるような保育に努め、生きる力の基礎を育むための援助を行いましょ。

## 「平成28年度 社会教育事業」

【生涯学習係】

『吾妻の特色を生かした人づくり・地域づくり』に向けて

### ○家庭や地域の教育力の向上 「ぐんまの家庭教育応援条例」

群馬県では平成28年4月1日より「ぐんまの家庭教育応援条例」が施行されました。これは、群馬県の子どもたちが健やかに成長するよう、家庭、学校、地域住民、事業者、行政等の関係者が連携し、社会全体で家庭教育を応援していこうとするものです。条例では、それぞれの役割についても定めています。(以下、一部紹介)

「**保護者の役割**」保護者は、親子間での安定した愛着の形成や生活習慣の確立、自立心の育成に努めましょ。

「**学校の役割**」学校等は、保護者及び地域住民等と連携して子どもの生活習慣の確立、自立心の育成等を図り、多様な個性や能力を育むことに努めましょ。

「**地域住民等の役割**」地域住民及び地域活動団体は、学校や保護者と連携して地域の歴史や文化、スポーツ等の行事や学習支援活動を通じて、子どもの健全育成を図るとともに家庭教育支援を積極的に行いましょ。

このように、家庭を取り巻くそれぞれの立場の人が、各家庭の自主性を尊重しつつ、連携を図りながら家庭教育を支えていくことが重要になります。今後、家庭教育応援のキックオフミーティング(説明会等)を開催し、多くの方々へこの条例を周知し、実効性のある条例となるよう取組を強化していきたいと考えています。

